

京都市告示第155号

土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、平成27年1月20日付け京都市告示第520号により告示した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除します。

平成28年5月31日

京都市長 門川 大作

1 土壤汚染対策法第6条第4項の規定に基づき指定を解除する区域

(1) 土地の所在地

京都市南区東九条南岩本町16番1, 16番7及び18番2 以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

(3) 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

2 土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づき指定を解除する区域

(1) 土地の所在地

京都市南区東九条南岩本町16番1, 19番, 19番4, 19番5及び19番7  
以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(3) 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)